

鳥取と隠岐

——因州藩の隠岐取締りと県域編入——

伊藤 康

はじめに

本稿は、明治元（一八六八）年一月五日の山陰道鎮撫使の下向から隠岐の鳥取県域への編入（明治四年一月二七日）までの間における、隠岐と因州（鳥取）藩・鳥取県の関係について紹介するものである。

取り上げる時期は、因州（鳥取）藩から鳥取県への転換期にあたる。編さん事業が得てして、幕末維新期から廃藩置県あたりを区切りから、県政への連続性という点では、やや弱点となっている時期である。隠岐の問題は、その典型的な事例である。

隠岐は、明治四年一月から九年八月までの約五年間、鳥取県が管轄した。この件について『鳥取県史』近代総説

篇（一九六九年）は、「鳥取県前史の章」で、「鳥取県に編入される因由」は隠岐騒動にあったと記している²。しかし、プロローグというべき章の記述であって、続刊にその「因由」が詳述される必要があった。たとえば、『鳥取県史』近世政治（一九七九年）には、次のような記述がある。

本章では、慶応四年（一八六八）正月三日の鳥羽伏見開戦から、明治四年（一八七一）七月の廃藩置県に至るまでの因州藩の政治動向を取り扱う。既刊『鳥取県史』近代篇五巻の中で既に記述されている内容と重複することのないようにとめた。また、現在の鳥取県域に生じた問題を中心に扱うという本書の性格からして、隠岐騒動と同島の因州藩の一時支配、福本

藩池田家問題は因州藩にとって重要な問題ではあったが、これらを詳述することは避けた。

（傍線は伊藤、以下同じ）（第五章 明治維新と因州藩 692頁）

既刊『鳥取県史』近代篇五巻とは、前述の総説篇を始めとする五冊である。総説篇以外では、資料篇（一九六七年）に、「隠岐騒動について因幡藩の報告」と題された資料が一点。詳述が行われるべき政治篇（一九六九年）には、「鳥取藩と鳥取県」の項に、「同年（明治四年）伊藤注）十一月二十二日、全国が北海道を除いて三府七十二県に改編されたとき、鳥取県はそのまま存置され、新たにそれまで浜田県管下にあった隠岐国が加えられた」という記述と、「鳥取県の成立」の項に、「（明治四年）伊藤注）十二月十七日になって、隠岐国（四郡）を合併し、因幡・伯耆・隠岐の三国からなる鳥取県が誕生し、明治九年まで続くのである。人口は、明治四年末、因・伯・隠合わせて、三十八万五千五百三十一人であった」という記述しかない。おまけに、日付の誤記もある。結局、編さん事業の境目にあり、且つ「現在の鳥取県域に生じた問題を中心に扱う扱う」という方針により、抜け落ちてしまった事象といえる。さらに、鳥取県は、明治九（一八七六）年八月から一四

この原因のひとつとして、隠岐の存在があるように感じている。

従来、鳥取県政の歴史というと、鳥取県再置後を対象とする傾向が強かった。そこには、鳥根県の時代を挟んだことで、それ以前の鳥取県とは「断絶」しているという、単純な発想があったと感ずる。しかし、この時期に、今日の県政に影響を与える事象があったのではないか、本稿が目指すのは、それを掘り起こすことにある。

なお、日付表記は、明治五年一月二日（太陽暦採用）まで旧暦を用いている。

一 山陰道鎮撫使と因州藩、雲州藩

最初に山陰道鎮撫使とそれに対する因州藩、雲州藩の動向について、その概観を紹介してみる。利用するのは『鳥取県史』近世政治（以下、『近世政治』）であるが、同書の記述は、その多くを『贈従一位池田慶徳公御伝記』（以下、『慶徳公伝』）に依拠しており、引用文は、適宜『近世政治』と『慶徳公伝』を使い分けた。

鳥羽・伏見の戦いの最中の明治元（一八六八）年一月五日、山陰道鎮撫使に任命された西園寺公望は、薩長の精鋭藩兵を従えて京都を出発した。鎮撫使の「本来の目的は、

万一に備えて鳳輦の道を山陰道に確保すべく三丹地方を制圧すること⁽⁷⁾にあつたとされる。しかし、鎮撫総督西園寺は、因州藩の願いを聞き、三丹(丹波・丹後・但馬)地方から山陰道(因幡→伯耆→出雲)に入り三月末に帰京した⁽⁸⁾。京都出発と同日、因州藩へ次のような沙汰が達せられた。

因州え

山陰道為鎮撫、西園寺三位中将出張二付、万一不服王化者於有之ハ、惣督之奉命、早々可奏掃除之功御沙汰候事。
〔慶徳公伝〕四 344頁

「王化者」つまり天皇親政に不服の藩がある場合は、惣督(総)の命として、「掃除」＝武力行使を行うように、という意味である。『近世政治』は、「三丹地方の制圧に大藩因州藩兵力をいざという場合には動員したいとする意図があつた」と記している。因州藩は、鳥羽・伏見で戦端が開かれると、いち早く官軍側として伏見表に出陣していたが、一月一四日に至り、「一藩の方針茲に変わりて、公(藩主池田慶徳→伊藤注)が時勢に対する御進退は、一途勤王に決せり」と藩論が定まつたことで、鎮撫使への恭順と積極的な対応をとることが可能となつた。

鎮撫使は、「各地の藩より勤王の誓紙を提出させつつ

使の処置決定に際して、その交渉に因州藩が介入することとなつた。鎮撫使の京都出発に際して「総督の命を奉じ掃攘の功を奏すべき」旨の沙汰が因州藩に下り、更に正月一五日には京都藩邸記録方周旋方の伊王野へ「松平出羽守取締等の儀は其藩より使節差立てられ候て」取り計らうようにという指示が託されていた。これらの点から、雲州藩使者の応接を因州藩が担当することになつたと思われる。
〔近世政治〕736頁

二月二一日、鎮撫総督の宿所となつていた学館(尚徳館)に、雲州藩家老大橋筑後以下が呼び出され、因州藩家老鶴殿主人介や勅使御用掛の門脇少造、沖探三らがこれに応接した。その中で、「雲州藩主は正月一九日に国元を出立し丹波路をとつて上京の途にいたが、三丹地域での総督のもとへ何故陣中機嫌伺に参上しないか、また雲州藩蒸気船を何故敦賀へと廻漕したか」という詰問を代行した。

これに対する雲州藩の謝罪の途は、①雲州半国朝廷へ返上、②重役死を以て謝罪、③稚子人質、④勅使を国境へ引受け、勝敗を決し候上、謝罪、の四箇条のいずれかを選択することであつた。雲州藩が出した結論は、家老大橋筑後の切腹謝罪の道(②)であつたが、その後の因州藩のとりなしによつて、「筑後一身の儀は勿論、一国士民に至る迄、

一四日に福知山に到着していた」が、因州藩は、およそ一ヵ月後の二月一日に、藩主慶徳自筆の勤王誓紙を提出した。一方で同日は、「京都にて、家老和田彦岐、公御退隱の願書を太政官に出だす」という状況にあつた。藩主の退隱問題は、親藩の出身で慶喜と兄弟である慶徳を退隱させて、「本来の外様雄藩池田家としての血統を新藩主にいだけ」という家臣団の画策にあつたとされる。二月一八日には、太政官代より退隱の沙汰書が出されたが、鎮撫総督西園寺の取成しで、四月四日に慶徳の復職再勤が実現した。

そもそも、新政府から山陰道諸藩へ出される「触達」については、一月二日に「雲州藩持分け」とする指示が出されていた。因州藩と雲州藩の二藩が分担して、管下の諸藩に伝達するというわけである。因州藩はこれに対し、雲州藩の取締りも鎮撫総督から命ぜられていると主張(一月五日付けの因州藩への沙汰)し、一時は山陰一道を一手に担うことになつた。しかし、二月八日の制度改正により、再び二藩の分担制となつた。これは単なる伝達経路の問題ではなく、山陰道一円における覇権争いであつた。それを決定づけたのは、鎮撫総督から雲州藩に出された「雲州詰問次第箇条書」の一件であつた。

因州藩主の誓書提出が終わると、雲州藩に対する鎮撫

御不審齋せられ」たとして「一藩安堵」の旨が言い渡された。

三月一日、雲州藩の誓紙が提出された。この際に出された別(雲州藩家老中から因州藩家老中宛て)の誓状には、「弊藩御不審の廉を以て鎮撫使より四ヶ条の謝罪仰せ出され候処、隣国の情義武門これに忍びざる訳を以て御詫下され忝く存じ候。(中略)御藩御尽力下され候情義失却これなく、勤王の実効を奏し申すべく候」と記されていた。

因州藩の尽力で事なきを得た。その「情義」を忘れることなく、勤王に励みたい、という意味である。山陰道の覇権は、この段階で完全に因州藩の手中となつた。

二 隠岐騒動と因州藩

次に、隠岐騒動発生から隠岐の因州藩預かり(明治元年一月→翌二年二月)前までの経緯をみていく。

隠岐騒動については、内藤正中氏が、「隠岐国維新史―隠岐騒動の再評価―」の中で、次のように紹介している。

明治元年(一八六八)三月から五月にかけての間、隠岐国島後では、尊皇攘夷を隠岐国で実現するため、それまで支配をしていた松江藩の役人を追い出して、島

民による自治政府を設立した。封建社会の中で、領主のいない国土が隠岐国の一部に出来たわけである。もちろん、こんなことは、明治維新史の中でも他に例をみない事件である。一般には、この事件を「隠岐騒動」と呼んでいる。(13頁)

様々な著述があるなかで、内藤正中氏は、「隠岐騒動」と呼称することの是非を問うたことで知られる。自治政府を樹立した島民の側から見れば、維新の変革に呼応した「義挙」であるが、隠岐支配を幕府(あるいは新政府)から預かっていた雲州藩の側から見れば、「暴動」＝「騒動」に他ならない、というわけである。そのことは、自治政府を樹立した島民に対する表記についてもいえる。「隠岐島誌」には、「恭順派を目して出雲党と呼び、(中略)松江藩に反抗して尊攘の説を唱ふるものは自ら正義党と称せり」とあり、これを典拠に、騒動を主導した神官・庄屋グループを正義党、対する保守派を出雲党と呼ぶのが通例になっている。しかし、これ以外にも、尊攘党、憂国同志、同志派、壮士組などと表記されている場合もあり、本稿では、同志派を以下使用していく。

次の資料は、三月一九日に発生した隠岐郡代・山郡宇右衛門以下の追放の様子である。

中の諸調物(石高、人員、牛馬数、海上産物等)＝郷帳を持参するように、ということであった。これは、同志派による隠岐国一統支配を容認するという内容に外ならず、彼らはこの檄文を根拠に、郡代追放一件を行ったのである。しかし、「面目を潰された松江藩は、いち早く奪還の策を施し、四月一三日には新政府から隠岐取締りの命を受けていた。

別紙

出雲少将

兼て、旧幕より預り居候隠岐国之儀、当分其藩へ取締向被仰付候事。但、近来国中人心不穩趣も相聞候。付ては、一際嚴重取締被致、万一土人共役場へ対し不法之所業於有之は、始終取糺、旧幕預中之振合二不拘、刑法万端相当之所置可被致事。(慶徳公伝「四」543頁)

雲州藩は、同志派による「不法之所業」に対しては、「相当之所置」つまり武力を用いても構わない、と読取れる支配を認められた。これを根拠に、四月末から藩兵を隠岐に送り込み、五月一〇日の戦闘を経て西郷陣屋を奪還することに成功した。武力衝突が発生した要因には、指令系統が鎮撫使と朝廷(新政府)に分かれていたこともあった。

さて、本題はここからである。前章のとおり、山陰道鎮

十九日未明ニ、一揆之徒千人計、郡代之陣屋近辺え本營と申高札ヲ建、郡代之者え六ヶ条之書取を以、一々答書差出候様申込候(中略)且夕刻至り候処、隠岐国退出不致候得は、兵を差向候趣、一揆共より申込候ニ付、不得止、十九日夕、郡代職之者共乗船仕、廿二日クモツ浦え着船仕候(慶徳公伝「四」515頁)

ここには、同志派が率いる「一揆之徒千人計」とあるが、『隠岐島誌』によれば、「来会するもの三千余人」として各村から参集した人数を書き上げている。彼らは、郡代に六箇条に及ぶ要求を突き付け、その退去を迫った。その六条目には、「御当国之義此度御鎮撫使御飛檄之表ニ而最早朝廷御領と相成候上は、朝敵徳川家より御預り役方之支配、統而指揮を受不申候間、早々立退帰国可被致候」と記されていた。

「御鎮撫使御飛檄」というのは、米子に着陣していた鎮撫使から達せられた二月二六日付けの檄文のことである。隠岐国公開發役方＝同志派の公聞＝庄屋衆に対し、①松江城に着陣するので罷り越すように、②海上が荒れて間に合わない場合には、京都の西園寺役所まで罷り越すように、③(尚々書として)「此度貴国朝廷御領」となったので、一國

撫使の追及を免れた雲州藩(誓紙提出が三月一日)であったが、それから日を置かずに発生した重大事件について、もはや一藩で処理することが不可能となっていた。

事後処理の経緯は、『公文録』が詳しい。雲州藩は①「閏四月中旬ヨリ追々応接仕種々説諭致シ候得共聞入不申終ニ彼ヨリ発砲候二付無抛是ヨリモ少々致砲発徒党ノ者共乍散乱平定致シ候」として別冊「隠岐国取締ノ始末書取」を添えて、新政府に申開きを行った。これに対して新政府は、②「其藩人数隠岐へ渡海致シ島民取締手段無之由ニテ兵力相用」いたこと、③「其藩使者ヲ以因州藩へ毛届致候」こと、④「即今同藩ヨリ隣境兵端相聞不容易儀ヲ以注進候」ことに対し、「以之外ノ儀」と叱責を加えた。さらに、⑤今後の対応として、「監察使」を隠岐に派遣して取調べを行うことを指示した(後述)。

雲州藩は、説論を聞き入れなかったのは同志派側であり、さらに同志派が先に発砲したのでやむなく迎え撃つたと言いつつ、①「新政府は、兵力を用いたことは問題で②、この一件を最初に因州藩へ先に報告したこと③、因州藩から間接的に事件が伝わったこと④」を極めて問題視した。

この時の因州藩から新政府への報告は、次のような内容であった。

隱岐國沸騰ノ儀ニ付此度雲州ヨリ取締ノ手段相尺候ニ付兵端ヲ開キ可申旨弊藩へ内達仕候処干戈ヲ動儀ハ実以重大ノ事件且隣國ノ儀傍觀難仕右事件ニ付兼テ岩倉殿へ言上仕候趣モ有之候ニ付此段御届申上候以上

因幡中将内 河毛文藏

五月十四日

弁事御役所

〔隱岐國土民沸騰届〕「公文録」明治元年第十四卷

干戈を開いた重大事件に対し、隣國の因州藩としては傍観できない。この一件はすでに新政府の最高実力者である岩倉具視にも報告している、というのである。行間から読み取れるのは、因州藩の強かな動きである。隱岐騒動を利用して山陰道の覇権をより一層強固なものとすると共に、新政府での地歩を築くといふねらいが見え隠れする。

因州藩は、隱岐騒動を收拾する名目で、五月一三日に、使節景山龍造、副使大森八左衛門以下数名を派遣した。景山龍蔵は、慶応三（一八六七）年三月に隱岐國の調査を命ぜられ、四月一五日から五月末まで島内沿岸要地の測量を行った。その経緯を買われての任命であった。彼らに対する隱岐島民の態度は好意的で、隱岐（津戸村）に着すると、

縮途巡直に服従せり」という有様で、因州藩は「此の間景山龍蔵は薩長と雲藩との間に入りて、大に斡旋面策する所ある」という状態であった。

一方、新政府は、暴動の真相を糺明するために、刑法官判事・土肥謙蔵（実匡）を監察使として隱岐に派遣した（30頁⑤）。土肥は因州藩士で徴士として太政官に召されていた人物であった。副使椋木弥助（津和野藩士）以下数名を従えた土肥は、明治元（一八六八）年五月二日に出京し、二八日に隱岐（西郷港）へ到着した。相前後して景山龍造は隱岐を離れた。

土肥は、六月一日の雲州藩への取調べで、「彼ヨリ発砲候ニ付無拠是ヨリモ少々致砲発」したという雲州藩の申開き（30頁）の文言を修正するように迫った。その際、「万一当所に於て結局せざるに於ては關係者一同を太政官の素州へ召喚」すること、藩主松平安定もただでは済まないと申立てた。さらに、「因幡は雲州家と隣國にして、殊に近年に至り、交誼益々親密となりしを以て、実は私情に涉り職外の資格にて内諭を加ふるなり」と申添えた。新政府に奉職する身ながら出自は因州藩である。その情実を使つて新政府にとりなすこともできる、と言っているのであらうか。結局、雲州藩は「我より発砲し彼より応砲す。」と改め、又「即死の者十人辻有之趣。」の十字を加へた請書を土

「衆皆歡呼して之れを迎へたり」という状況であった。因州藩の政治力で、騒動の收拾と雲州役人の排除、さらには再び自治を取り戻すことを島民は期待していたのである。

因州藩が事態の收拾に乗り出した矢先、会津討征のため越前へ回航していた長州藩の軍艦（丁卯丸）と薩州藩の軍艦（乾行丸）が、隱岐に入港した。偶々丁卯丸を統率していた山田市之進（山田顕義）と景山龍造に面識があったことから、事態の收拾に長州藩、薩州藩も乗り出すことになった。五月一五日、乾行丸の艦内において、薩長の二藩から来島した雲州藩に対し、「十日の顛末」に関する詰問が行われた。

今回の事種々の不平と、勤王の大義とに因りて起れるものにして、其の然る所以のものは、貴藩の施政其の宜しきを失したるの結果に外ならず。然るに貴藩之れを察せずして弾丸に訴ふるは、不当と謂はざるべからず。加之連累者の逮捕、嚴酷を極むるは、甚だ不穩の事に属す。宜しく速に多数の兵隊を撤退せしむべく、且生擒者を放免すべし。若し御異議あらば弊藩御相手に為り一戦を辞せずと

〔隱岐島誌〕四七九頁

「弊藩御相手に為り」という威嚇に対し、雲州藩は「畏

肥に提出し、雲州藩の落ち度であることを認めた。

三 因州藩による隱岐取締り

明治元年六月一四日、監察使土肥謙蔵は副使椋木弥助を残して、在島していた因州藩副使大森八左衛門らを従えて帰京した。その後の状況について『隱岐島誌』は、「松江藩の管轄は、かく兵力を用ひて、益々民心を害し、有名無実となれり。乃ち同志派は再び会議所と総会所（割注略）とを起して公務を司り、松江藩は手を拱して傍觀の位置に立つの外なかりき」と記している（後述）。

七月、総会所を管轄する井上莞介らは「今春以来国事多端にして、失費極めて多く、頗る困難」として、因州藩に米の借用を願った。これに対し、因州藩は、二千五百俵を貸付けたとされる。さらに一〇月七日、同志派は、荒尾近江に宛て次の嘆願を行った。

乍恐、因州御藩ハ雲州とた、に御隣境のみならず、兼て勤王正義天下ニ聞候御国柄、殊ニ荒尾様ニ於ては、一藩之御元老を以、当春雲州謝罪之御取扱をも被為遊候御様子ニ付、此度之事柄被遊御聞候ハ、勿論御傍觀は無之（中略）願くハ、国民中是等之憤恨を御憐酌

被下、雲州御征伐之大兵御繰出にも相成候得は、私共同志一同を御先手の端え被為加、勤王御藩名將之被為取候御幣之向ふ所ニ於て、一刀一丸之微忠を尽し候様被成下候(後略) (『慶徳公伝』四八〇九頁)

「隠岐国中有志之者惣代村上謙吉、井上整介」から「因州御藩御元老荒尾家御役人中」へ宛てた嘆願書である。一四名の死者を出した発砲事件から五ヶ月が経とうとしているが、その時の「憤恨」を因州藩の派兵で晴らしたいという願いである。「有志之者」とあるから同志派の一部の考えである。『隠岐島誌』によると、中心人物は井上整介であり、彼に知恵を授けたのは、いわゆる「因幡二十士」の足立八郎(正聲)や大西清太らであった。「因幡二十士」は、第二次長州戦争(慶応二(一八六六)年)に紛れて幽閉先から長州に逃れたが、雲州藩領の手結浦(現、鹿島町手結)に上陸したところで、雲州藩士の協力を得た遺族らの敵討ちで五人が落命した。共通の宿敵として「互に相謀りて、之が報復を企てたり」という意図がそこにはあった。井上整介は、一先ず新国隊への入隊を図り、「有志之者」一八名が、淀江の正明寺(現、精明寺)で武道の訓練をしながら連絡を待った。

新国隊は、明治元(一八六八)年三月二日に、「因幡理之軍」となる、として「成丈鎮静ニ無之ては不相成」と指示した。^①一二月一六日、荒尾近江は、「今や東北既に鎮定せり。又西国を動かす可からず」という太政官の命を伝えた。一藩を動かして「憤恨」を晴らすという計画は、ここで潰えた。

隠岐取締りについては、知県事が任命されるまでの暫定的なものであったが、因州藩は、岡島勘之丞ほか数名を、隠岐に派遣した。同行者には、発砲事件の際に渡島した景山龍造も加えられた。ちなみに、岡島勘之丞は、『鳥府志』の編さんで著名な岡島正義の実子であり、隠岐取締りを命ぜられた際には、御側御用人取扱に任ぜられていた。岡島、景山らは津戸村を経由して、明治元(一八六八)年一二月二七日に西郷に入った。ここで、雲州藩との間で事務引渡しを行ったが、その第一報が本藩に伝わったのは、翌二年二月一二日のことだった。

昨冬隠岐取締のため、同島に派遣の命を承けたる御側御用人取扱岡島勘之丞・学校文場学正景山龍造等の一行は、十二月八日、何れも御国を出足し、二十日境浦を出帆せしも、天候不良にて延引し、二十七日嶋後西郷に着松し、正月十八日、雲藩役人より御高郷村御陣屋等の引渡しをうく。勘之丞の晦日出だせる飛脚、二

二十士」の内の一三名を中心に組織された因州藩の常備兵である。鳥取城下に近い浜坂を屯所としたが、同志派が入隊した当時、正明寺に宿陣し「募兵并訓練」を行っていた。足立八郎や大西清太は勿論新国隊の主要メンバーである。こうした最中の一月六日、因州藩は隠岐取締りの命を受けた。

池田中将
隠岐国取締之儀、松平出羽守え被仰付置候処、今度被免、追て知県事被置候迄、当分其藩え取締被仰付候間、出雲守ヨリ受取可申事。
十一月
行政官
(『慶徳公伝』四八二五頁)

池田慶徳は、この命に対する「問合」を行い、「従来の紛争(中略)には関係なく、同国平常の締合のみの委任」という回答を得ていた。慶徳が危惧していたのは、井上整介ら同志派の派兵要請問題であり、三日後の一月九日、因州藩の国家老に対し、①新国隊の面々は、河田佐久馬らが「東北出勢」で「必死」に戦っているを見捨てている「不義之者」であり、②彼らが「雲藩之為ニ出候儀は如何之見込」なのか、③「万一我藩より干戈を開候節、私討之上ニ不条

月十二日鳥取に着す。引渡目録式通、及び右の始末を報じ、かつ、勘之丞等近日嶋前に渡り、別府村の御陣屋を受取る予定の旨、及び諸帳簿写了の分は、取締役より御側御用人助役角田捨藏・同役見習山田新九郎に、順次廻付する趣を報する(後略) (『慶徳公伝』五九二頁)

岡島らの主たる業務は、雲州藩役人から土地(御高郷村)や諸帳簿(引渡目録二通)、陣屋の引渡しを受けることであつた。ただ、第一報の時点では、島後の処理がようやく終わったところで、これから島前(別府村の御陣屋)に取掛かるという状況であつた。

前述(32頁)したとおり、『隠岐島誌』は、監察使土肥謙藏が離島した後「同志派は再び会議所と総会所(割注略)とを起して公務を司」ったとしている。しかし、同書は一方で「正月十八日」の引渡しによって、「隠岐管治一件は、松江藩の手を離れて、鳥取藩の支配に帰したり。鳥取藩は同志及び壯士を雇用して政務と警衛とに当らしめたり」とも記している。これらは、同志派の自治などというものを、明治新政府が一度も公式には認めてはいなかったということを示すものである。^④事務引渡しの状況(引渡者と引継者)を見れば、それは明瞭である。

『隠岐島誌』によると、島前の引渡しは明治二(一八六九)

年二月一八日であったが、この段階で在島していた監察副使棟木弥助は「松江鳥取兩藩の授受を監視し、其の結了するに及んで」、明治二年二月二五日に離島し帰京の途にいた。

徴士真木直人が隠岐県知事に任命されたのは、その直後である。ちなみに、新政府は、政体書公布（明治元年閏四月）に伴い、府・藩・県を設置する。県は、元徳川幕府の直轄地であったところに置かれたものである。

池田中納言

今般徴士真木直人へ隠岐知県事被仰付候ニ付同人罷下候上是迄其藩ニテ取扱来候御用向引渡可申旨御沙汰候事

二月廿八日

行政官

〔隠岐県被置候付取扱来候御用向引渡御達〕「公文録」明治元年第十四巻

因州藩の隠岐取締りは、二月晦日の隠岐県設置で終わりをつけた。三ヶ月に満たない管轄期間であった。

四 浜田県による隠岐国の切離し

庚午十一月五日

浜田県

弁官御中

〔隠岐県僻遠ニ付諸調物延期ノ儀届〕「公文録」明治元年第三十六巻

浜田県が問題としているのは、浜田から隠岐までの距離である。それは、単なる距離ではなく、季節や風向きに左右される「時間的な」距離である。浜田県は「遙遠隔絶ノ地」と表現しているが、そこからはこのような地を任せられたことへの嫌悪感が漂う。隠岐では、真木直人の治下において、徹底的な廃仏毀釈が発生していた。また、隠岐騒動の首謀者（同志派側）への処分は、浜田県治下でようやく行われた。過去の経緯と共に、隠岐は浜田県にとって、面倒な存在であったに違いない。

明治四（一八七一）年七月一四日廢藩置県が断行され、全国が三府三〇二県に編成された。浜田県は、この機に乗じて隠岐国の切離しを画策した。

隠岐国ノ儀鳥取県へ合轄相成度伺

当県飛地管轄所隠岐国ノ儀ハ連々申上置候本庁浜田ヲ距ル事海陸殆八十里（中略）彼是以テ公私ノ不便不少次第二御座候処先般廢藩置県被仰出候付テハ隠岐国当

隠岐県設置後の動きであるが、四月に赴任した真木直人は、会議所総会所を廃止して、県庁を西郷に設け、出張所を別府に置いた。しかし、八月には隠岐県は廃止となり大森県へ併合となった。参考までに、幕藩時代の石見国には、浜田藩、津和野藩及び石見銀山周辺の幕領を管轄する大森代官所が存在した。まずは大森代官所の管轄地域に隠岐が組込まれたわけである。さらに大森県は、翌明治三年四月に県庁を那珂郡浅井村（現、浜田市浅井）に移して浜田県となった。めまぐるしい変遷の中で、隠岐はここで浜田県の管轄下に入った。次の資料は、政府からの「取調」の回答を、隠岐については遅らせて欲しいという浜田県の届である。

当県管内隠岐国ノ儀ハ絶海ノ孤島ニテ本県浜田ヲ距殆八拾里殊ニ北海ノ事故船路極テ險難潮風不順ノ時ハ春夏ノ間ト雖モ一回ノ往復数旬ヲ経季秋ヨリ早春ノ間ニ至テハ数月ヲ踰候事往々有之管内ト雖モ如斯遙遠隔絶ノ地ニ付是迄期限ヲ以取調向御達ノ儀モ每事之力為ニ及延滞候儀不少甚心痛罷在候間向後右等ノ御達ハ石見国丈ケ取調先御答致シ置隠岐国ノ儀ハ追テ彼地ヨリ回報次第御答可仕候間同国ノ儀ハ期限ノ外ニ御含置被下度兼テ此段御届申候也

県管轄被差免最寄ノ県へ合轄被仰付候へハ実上下莫太ノ御便利ト奉存候尤松江県ハ至近ノ地ニ候へ共隠岐国人民一昨年松江藩兵隊ニ襲撃セラレ候以来憤怨凝結同藩ヲ視事殆仇讎ノ如ク且島民ノ中ニモ間ニハ松江藩ニ服従ノ者有之候テ互ニ確執ヲ懐キ動モスレハ彼是差違筋出来（中略）未全ク人心一和ノ場合ニ立至リ不申（中略）可相成ハ鳥取県へ合轄被仰付候方可然ト奉存候（中略）右情実深ク御亮察被成下宜御処置相成度奉存候尤隠岐民情ノ儀ハ此度登京申付候当県大属山根光友熟知罷在候付委細ノ儀ハ同人御喚出御聞取被下度奉存候此段相伺申上候以上

辛未十一月

浜田県

大蔵省御中

〔浜田県管轄隠岐国一円鳥取県へ管轄替伺〕「公文録」明治四年第百三十三巻

伺書の前半には、「諸調物延期ノ儀届」と同様の地理的な問題が書かれている。これを理由に隠岐国の切離しを願っているのである。地理的な問題を出すのであれば、必然的に対岸の松江県（元松江藩）が移管先となる。しかし、隠岐島民は「憤怨凝結同藩ヲ視事殆仇讎ノ如ク」みる者と、「松江藩ニ服従ノ者」に二分され、「未全ク人心一和ノ場合

二立至り不申」という状況下にある。松江県が無理なので、次は鳥取県へという理屈である。しかし、隠岐までの距離ということになると、地理的な問題を前面に出している浜田県の理屈は通らない。そのことが、「隠岐民情ノ儀ハ此度登京申付候当県大属山根光友熟知」の部分にあらわされているように感じる。おそらく、その場で、因州藩が隠岐に果たした役割・功績、隠岐島民の鳥取県に対する好意的な感情等を縷々説明させようとしたのであろう。

明治四（一八七二）年二月二十四日、大蔵省から正院に伺が出された。正院は、廃藩置県後に作られた太政官職制の最高機関である。

辛未十二月廿四日

大蔵少輔吉田清成
大蔵大輔井上馨

正院御中

〔浜田県管轄隠岐国一円鳥取県へ管轄替伺〕「公文録」明治四年第百三十三巻

「別紙申出」とは、前頁の「隠岐国ノ儀鳥取県へ合轄相

での地歩を築くというねらい」があったのであろう。その結果が、隠岐取締りの委任であった。しかし、隠岐が鳥取県域に組込まれることまでは想定していなかったに違いない。県庁とは遠く隔たる孤島を抱え込んだことは、めまぐるしく県域が改編される時代の中で、不安要素となった。案の定、明治九（一八七六）年八月二日、全国的な府県統廃合の一環として、隠岐を包含した鳥取県は、そのまま鳥根県に吸収されてしまった。県庁は松江である。隠岐の存在は、統廃合に確かに影響している。

第二は、隠岐騒動のことである。筆者は、隠岐騒動は正義党対雲州藩という対立軸の中で語られていると感じていた。しかし今回、藤田新氏（故人）が、隠岐騒動に関連する基礎資料を採訪し、それを翻刻するという、地道な研究をされていたことを知った。藤田氏は、「隠岐の文化財」（第14号）⁵¹で、隠岐騒動は「たんに隠岐国（松江藩預かりの幕府領）と松江藩の間の問題ではなく、もっと広く隣藩ばかりか日本全体と関係があることを認識するようになってきた」と「あとがき」⁵²されている。また、松江藩側の資料として、①志立範蔵⁵³「山陰道鎮撫使下向」、同「隠岐件書類」。隠岐側の資料として『隠岐島誌』。鳥取藩側の資料として『慶徳公伝』の「三者を照合研究すれば、「隠岐事件」は日本史にその存在意義を長く残すことになる」とも述べられ

成度伺」である。実は、これが大蔵省に届く前に、地域再編が行われ、隠岐は、松江県ほか二県（広瀬県、母里県）と共に鳥根県に組み込まれていた（二月一日）。大蔵大輔井上馨らは、その後に「別紙申出」を確認したのである。その結果が「事情無余儀」であり、一ヶ月もたない明治四（一八七二）年二月二十七日、隠岐は、鳥根県から鳥取県に「更ニ管轄替」となった。

以後五年間、鳥取県は、県庁から隠岐（矢尾支庁）まで「海陸百九里余」⁵⁴を往復する隠岐管轄を行ったのである。

むすびにかえて

本稿は、山陰道鎮撫使の下向から、隠岐の鳥取県域への編入（明治四年二月二十七日）までをみてきた。目指したのは、『鳥取県史』近代総説篇を敷衍しながら、鳥取側から隠岐をみることであった。本来ならば、鳥取県における隠岐の管轄の実態、明治九年八月の鳥根県への併合、鳥取県再置までを見通したいところだが、これは今後の課題としたい。以下、付言すべき点のみ書いておきたい。

第一に、隠岐騒動の時に、なぜ因州藩はその問題に干渉したのか。前述（31頁）したとおり、「隠岐騒動を利用して山陰道の覇権をより一層強固なものとする」と共に、新政府

ている。筆者は、『隠岐島誌』と『慶徳公伝』を主に利用したが、藤田氏の論でいけば、道半ばとなる。また、両書には同じ史料が掲載される場合が間々あり、その字句には微妙な違いがあった。引用にあたっては、両書を適宜使い分けたが、本来は、所在確認も含めて原典に当たるべきであった。これも今後の課題である。

【注】

（1） 版籍奉還までを原則因州藩と表記する。松江藩についても原則雲州藩と表記した。

（2） 八一頁

（3） 資料番号7（二―三頁）。出典は『公文録』。

（4） 一頁

（5） 一三頁

（6） 慶応から明治へ改元する一八六八年は、明治元年の表記で統一した。

（7） 『近世政治』七三四頁

（8） 鎮撫総督西園寺に折衝したのは、沖探三（鎮撫使の御雇御用掛）と松田正人（同）である。両人の折衝「是非共勅使国内え拝迎致、雲・隠孤島ニ迄王化ニ令服」（ぜひとも西園寺公を因州藩領にお迎えすると共に、雲州・隠岐に至るまでお出でいただき

(9) 西園寺は、三月初頭に帰京の途につき、一九日に大坂着、二七日に至って京都に帰着した。

(10) 七〇三頁

(11) 『慶徳公伝』四三三七頁

(12) 『近世政治』七三三頁。注(8)参照。

(13) 『慶徳公伝』四四三七頁

(14) 『近世政治』七一四頁

(15) 『近世政治』七二六頁

(16) 諸藩触頭制の創出のこと。維新政府から諸藩への情報伝達や宣伝活動に関して、有力藩を触頭として管下諸藩を地域別に編制した新たな政治情報伝達制度がつけられた。(東京大学史料編纂所の基盤研究(C) 維新政府による情報・宣伝活動の政治的研究(2152064)を引用)

(17) 因州藩の記録方周旋方兼帯を命ぜられ、さらに鎮撫使の附添御雇掛として西園寺に会した。

(18) 『近世政治』七三七頁。詳細は以下のとおりである。

松平出羽守は、十九日松江を發し、上京の途に就く。兵庫辺物騒の聞えあるより、常とは道をかへ、丹波路を通行せるも、総督の陣所に伺の使者を出さず。他の小藩何れも使者を出だすに、大藩にて其事なければ、同藩の態度頗る疑はる。偶、総督宮津滞留中、同藩の蒸氣船八雲九入津した

れば、一行より取調べたるに、京都御守衛用の兵糧なりと言ひ置き、敦賀に向け出帆す。」(『慶徳公伝』四三九九頁)

いずれも、偶然の所産であったが、雲州藩の存亡に係る問題となった。

(19) 『近世政治』七三八頁

(20) 『近世政治』七三九頁

(21) 中沼郁、藤田新、内藤正中共著、山陰中央新報社、一九八六年

(22) 高根県隠岐支庁発行、一九三三年

(23) 四三二頁

(24) 四三三頁

(25) 四三五頁

(26) 『慶徳公伝』四(五一七頁)に左のとおり引用される。
飛檄を以申入候。然は、今般王政復古二付、山陰道鎮撫使

西園寺殿御下向被遊、当度出雲国松江城へ御着陣被遊候。

隨て、其国えも御渡海可被遊御儀二候外、海上隔絶、且急

二御帰洛之御模様二被為在候間、其国古来より之公聞役之内申合、老兩人雲州松江御陣營迄急二渡海可被致候。尤海

上風波之難儀有之事二候得は、万一遲着御滞在之御間二合

不申候節ハ、御跡より出京、西園寺殿役所迄可被出候。先

は為其、如斯申入候。以上。

二月廿六日

山陰道鎮撫使

御守衛所

隠岐國

〔公聞役方中え〕(尚々書は略す)

(27) 『隠岐國土民沸騰屈』『公文録』明治元年第十四卷、国立公文書館

(28) 先に発砲を加えたのは雲州藩側であることは、当時の記録からも明白である。『隠岐島誌』には、「陣屋の争奪に關し、松江藩は先づ陣屋より発銃し、我れ之れに應じたりと為し、(割注)後ち之れを取消したれど自ら取消したるにあらすして監察使の強談に由る。」(四六四頁)と記している。

(29) 『鳥取藩士』第一卷三三六―三三七頁

(30) 『隠岐島誌』四七二頁

(31) 『隠岐島誌』四七九頁

(32) 『隠岐島誌』四七九頁

(33) 『隠岐島誌』四八五頁

(34) 『隠岐島誌』四八五頁

(35) 『隠岐島誌』四八五頁。なお、實際の即死者は一四名である。

(36) 『隠岐島誌』四八六頁

(37) 『隠岐島誌』四八七頁

(38) 『隠岐島誌』四九四頁

(39) 『鳥取藩史』第三卷二四二頁

(40) 『慶徳公伝』四八二五頁

(41) 『慶徳公伝』四八二六頁

(42) 『隠岐島誌』四九八頁

(43) 『隠岐島誌』五〇四頁

(44) 『自治政府』は、ハーバート・ノーマンが、「原始的な自治政府」(日本の兵士と農民)『ハーバート・ノーマン全集』第四卷(六八頁)と表記したのが初出と思われる。隠岐騒動の研究においては、やや誇大な評価がなされているのではないかと感じる。内藤正中氏が、「自治政府が、四人の長老による会議所と、執行機関としての総会所を機関としてもつていたことは

わかっているが、いかなる政策を島民のために実施したかについては、ほとんど明らかにされていないところに、最大の問題点がある」(『隠岐國維新史―隠岐騒動の再評価―)として、関係資料の未発見がその主因であるとしている。しかし、同志派の自治組織に思うほどの実体がなかったと考えれば、それは容易に解決する。このことは、福田アジオ氏が、「隠岐騒動」(『日本庶民生活史料集成』第十三卷)に翻刻する「再

建後の惣会所の活動記録」の解説で、惣会所は、鳥取藩や隠岐県による支配の「下部機構」であり、「惣会所の性格を単純に自治機関とは規定できない」としている(四六一頁)ことに通底する。

(45) 『隠岐島誌』五〇五頁

(46) 元久留米藩士。所謂七柳落ちて長州に走り、禁門の変に参加。

維新後は三条実美付属であった。兄は、禁門の変の首謀者として知られる真木和泉である。

(47) 『隠岐島誌』五〇六頁

(48) 廃仏毀釈には、同志派（神官）対僧侶（我が同志の勤王正義を唱へしや、松江藩に内応して反対の行動を執り、其の義拳を妨げし）（『隠岐島誌』五一五頁）という構図があった。同じく『隠岐島誌』によれば、廃仏（石仏の毀却、寺院を始め仏像仏具の破壊焼棄）が断行されたのは、明治二（一八六九）年三月から同年六、七月頃までである。各村が、この事件の始末書を提出した先は、浜田県である。

(49) 『明治六年三月鳥取県一覽表』。本表には、四万里程の項に「矢尾支庁 海陸百九里余 内陸廿七里三丁海八十二里余」と記される。

(50) この件については、筆者「関義臣と米子―県庁の移転構想―」『米子市史だより』（第19号二〇〇四年）に、関連のことを書いている。かいつまんでいえば、隠岐の管轄が距離的に困難なので、県庁を鳥取から米子に移したいという一連の問題を扱ったものである。

(51) 一九九七年

(52) 一四頁

(53) 志立範蔵資料を利用した直近の研究は、岸本覚「幕末・維新时期における松江藩と隠岐預所の基礎的研究」『東大史料編纂所

研究紀要』（第三号二〇一三年）がある。

(54) 『隠岐の文化財』（第14号）一七頁